

2018年10月

内閣総理大臣安倍晋三殿、財務省麻生太郎殿、法務省山下貴司殿、文部科学省柴山昌彦殿、

中央教育審議会会长北山禎介殿、法科大学院協会理事長大貫裕之殿

自由民主党総裁安倍晋三殿、立憲民主党代表枝野幸男殿、日本共産党委員長志位和夫殿、

公明党代表山口那津男殿、国民民主党代表玉木雄一郎殿

最高裁判所長官大谷直人殿、日本弁護士連合会会长菊地裕太郎殿

Law 支援の会 代表 遠藤直哉 副代表 佐藤優



東京都千代田区霞が関一丁目4番1号日土地ビル10階 フェアネス法律事務所内

電話 03-3500-5330/FAX 03-3500-5331 MAIL lawshien@fair-law.jp

法曹養成制度改革案の上申書

「Law 支援の会」は、法曹と法科大学院を支援する団体として、法曹養成制度について「教育期間の長すぎる、費用とリスクの高い、暗記の司法試験中心」から、「適正な期間と費用によるプロセス教育の法科大学院中心」へ改革することを目指し、現在中央教育審議会で検討されている課題などにつき上申致します。(提言論文：遠藤直哉著「グローバルな社会変動に向けた法曹養成論」NBL No. 1126 (2018.7.15))

第1. 新改革案の要旨

改革の理念と目標

費用を安くする、教育期間を短くする、学生のリスクを減少させる、効率化し、教育資源（税金）の無駄を省くものとします。

法曹人口を適正化すべきです。司法試験合格者が 法曹三者だけではなく、行政・企業・隣接分野に拡大するのに合わせて、漸進的に増員させます。

学部から法科大学院へ

2年修了・3年修了・4年修了の各3割（社会人入学1割）の入学者とし、短縮化と多様化をします。飛び級・早期卒業、特例法などで対処すべきです。

法科大学院入学試験

入学者総定員 2000人(韓国と同じ)、1校約160人×約13校に限定すべきです。

入学試験は、厳格なものとし、人文社会学・政治経済学・法の歴史・統計学・基礎科学の課目（上記科目の英語を含む）とします。

法科大学院コース1本化(2年9ヶ月、12月末まで)

未修コースと既修コースを統一すべきです。入学試験に実定法科目を入れないことにより統一できます。法曹コース3年+2年案は、統一化に逆行するもので、かつ現在の司法試験を簡素化すれば不要です。

プロセス教育

討論（ソクラテスマソッド）を伴うプロセス教育によります。そのためには、実定法、基礎法学（法理学、法社会学、法と経済学、比較法など）、政策法学の連携・融合を必要とします。米国のロースクールでは、基礎法学と実定法学（実務）の融合教育がされ、さらに政策法学が教育されてきました。

実務教育

法科大学院授業で、起案中心の司法修習より実践的で課題認識型の臨床法学を導入します。
卒業試験（12月実施発表）

基礎法学（政策法学を含む）と実定法学（英語を含む）の連携の試験（討論含む）とし、約9割合格とします。卒業までプロセス教育に徹するべきで、卒業を条件に司法試験受験を認めるべきです。

予備試験廃止

無資力の証明を条件とする制度に違反する運用をしているので、廃止すべきです。法科大学院のプロセス教育に矛盾し、制度趣旨に反します。

簡素化された司法試験（1月実施・3月発表）

基礎法学（政策法学を含む）と実定法学（英語を含む）の連携の試験とします。合格者定員約1500人（約8割合格）（韓国と同じ）に当面は限定すべきです。カナダや韓国を参考に、ロースクールを3年弱とし、司法試験を直ちに実施し、ギャップタームを防ぎます。

入学定員制と合格者定員制

今後法的需要や法律扶助などの動向、弁護士の行政、企業、隣接分野への進出に合わせ調整します。頼りがいのある司法の実現、行政手続の適正化や簡素化、刑事事件の冤罪予防など、国民の利益となる改革が必要とされています。このような公益的改革を実行する法曹自体の地位は安定しなければならず、医師と同じような公益目的の資格制度として保護される必要があります。つまり、法曹の地位は公益目的の実現のための公共財であり、公務員と同様の地位と適正人数が維持されなければなりません。

司法修習廃止（縮小）・二回試験廃止

第二東京弁護士会意見書は改革審に司法修習廃止と研修弁護士を提言しました。韓国では、これを承継し、法科大学院成立後、司法修習を廃止しました。

司法以外への就職（4月）

研究職・教職・行政職・立法職・企業・隣接士業へ就職し、3年実務経験後、認定弁護士制度と研修弁護士2年で弁護士登録できることとします。

研修弁護士（開業要件・任官要件）（4月）

司法修習を廃止し、各弁護士事務所での有給の研修弁護士2年勤務を弁護士の開業要件とし、かつ裁判官検察官の任官要件とします。

弁護士会研修（研修弁護士）

研修弁護士には弁護士会は法科大学院と連携して臨床法学の研修を実施します。実定法・基礎法学・政策法学をリンクさせます。

討論（ソクラテスメソッド）を伴うプロセス教育によります。そのためには、実定法、基礎法学（法理学、法社会学、法と経済学、比較法など）、政策法学の連携・融合を必要とします。米国のロースクールでは、基礎法学と実定法学（実務）の融合教育がされ、さらに政策法学が教育されてきました。

実務教育

法科大学院授業で、起案中心の司法修習より実践的で課題認識型の臨床法学を導入します。
卒業試験（12月実施発表）

基礎法学（政策法学を含む）と実定法学（英語を含む）の連携の試験（討論含む）とし、約9割合格とします。卒業までプロセス教育に徹するべきで、卒業を条件に司法試験受験を認めるべきです。

予備試験廃止

無資力の証明を条件とする制度に違反する運用をしているので、廃止すべきです。法科大学院のプロセス教育に矛盾し、制度趣旨に反します。

簡素化された司法試験（1月実施・3月発表）

基礎法学（政策法学を含む）と実定法学（英語を含む）の連携の試験とします。合格者定員約1500人（約8割合格）（韓国と同じ）に当面は限定すべきです。カナダや韓国を参考に、ロースクールを3年弱とし、司法試験を直ちに実施し、ギャップタームを防ぎます。

入学定員制と合格者定員制

今後法的需要や法律扶助などの動向、弁護士の行政、企業、隣接分野への進出に合わせ調整します。頼りがいのある司法の実現、行政手続の適正化や簡素化、刑事事件の冤罪予防など、国民の利益となる改革が必要とされています。このような公益的改革を実行する法曹自体の地位は安定しなければならず、医師と同じような公益目的の資格制度として保護される必要があります。つまり、法曹の地位は公益目的の実現のための公共財であり、公務員と同様の地位と適正人数が維持されなければなりません。

司法修習廃止（縮小）・二回試験廃止

第二東京弁護士会意見書は改革審に司法修習廃止と研修弁護士を提言しました。韓国では、これを承継し、法科大学院成立後、司法修習を廃止しました。

司法以外への就職（4月）

研究職・教職・行政職・立法職・企業・隣接士業へ就職し、3年実務経験後、認定弁護士制度と研修弁護士2年で弁護士登録できることとします。

研修弁護士（開業要件・任官要件）（4月）

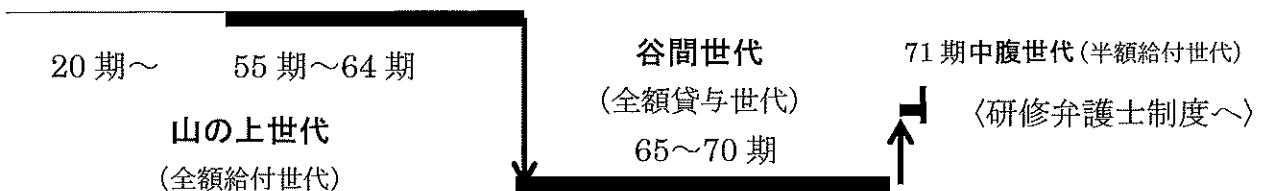
司法修習を廃止し、各弁護士事務所での有給の研修弁護士2年勤務を弁護士の開業要件とし、かつ裁判官検察官の任官要件とします。

弁護士会研修（研修弁護士）

研修弁護士には弁護士会は法科大学院と連携して臨床法学の研修を実施します。実定法・基礎法学・政策法学をリンクさせます。

第2. 谷間世代（貸与制世代）の解決案

解決案 谷間世代貸与分を国と全弁護士会が各1/2負担(返済)すること



1. 国と弁護士会の責任による解決

65期から70期（谷間世代）は、無給の貸与性世代で、1人約300万人の債務を負っているので、大きな不利益を受け不平等扱いされています。そもそも法科大学院は理論と実務を架橋する全ての教育を行い、弁護士会と共に、実務教育も担う任務を付与され、司法修習は縮小（廃止）される状況でした。二弁法曹養成センター（委員長遠藤直哉）は、2000年の第4次報告書まで一貫して、司法改革審議会に対して、法科大学院制度と有給の研修弁護士制度（研修医と同様のもの）をセットで提案しました（「法科大学院に関する第四次報告書」遠藤著「ロースクール教育論」信山社）。国と弁護士会は、上記提言を採用しないで、修習生を無給無権限の旧医師インターン以上の劣悪な無給拘束をしました。よって責任をとって各1/2の負担を負うべきで、早急に協議し解決すべきです。半額給付（最低賃金並の雑所得）の中腹世代（71期）も貸与分を負つたり、共済組合に加入できず、非正規扱いされており、国と弁護士会は法曹養成と共に責任を果たすために、上記提言を採用すべきで、半分無給の拘束も早急にやめるべきです。従前の無権限のままの見学的修習では、財政負担をする理由に乏しく、有給勤務しながら責任ある研修をする方が優れています。

2. 弁護士会余剰金による負担

司法試験合格者の増加した約15年間、会費収入が増加し、特に法科大学院世代（60期～70期）が大きく貢献しました。全国弁護士会の繰越金は概ね120億円となっています。全国の弁護士会の収支黒字分は年8億円です。谷間世代貸与1人分300万円×8000人（10年分割払）×1/2の120億円を年6億円で20年分割払返済できます。上記の返済後、20年後の繰越金は約160億円も残ります。

3. 有給の権限付弁護修習（2年研修弁護士）の導入

司法試験合格後、法曹三者希望者に、弁護士事務所でのOJTの有給勤務を義務づけます。判検事の権限付与はできないので、司法修習を残すとしても、開始時に1ヵ月裁判所と検察庁の見学をし、その後11ヵ月弁護士修習とし、弁護士権限を付与し、さらに1年間弁護士事務所で勤務します。弁護士会は上記余剰金を使い公益的研修を行います。その後判検事に任官します。中腹世代への給付金年25億円の節約となり、弁護士事務所が50億円を毎年負担し続けるので、国が前記120億を負担する理由となります。何より抜本的案として、円滑に効率的解決を得られ、弁護士会は自らの費用で国民に貢献する法曹を養成し、司法の改善に向けて国民の支持を得られます。